

平成 29 年 6 月 19 日

麻薬所有医療機関各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸  
公衆衛生担当理事 湯浅 章平

### 麻薬の適正使用推進のための立入検査の周知について

神奈川県保健福祉事務所より下記のとおり通知がまいりました。  
7年間実施されていなかった麻薬の適正使用のための立入検査を実施すること  
で、対象は麻薬を所有する診療所です。

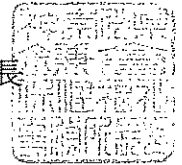
実施につきましては、平成 29 年 6 月から 10 月までとなっております。  
立入検査当日には麻薬台帳と麻薬を処方した診療録 2~3 通ご用意の上、ご対応  
ください。

こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

平成 29 年 6 月 16 日

鎌倉市医師会会長 様

神奈川県鎌倉保健福祉事務所長



### 麻薬の適正使用推進のための立入調査の周知について（依頼）

日ごろから当所の薬事行政に御理解と御協力を賜りお礼申し上げます。

さて、麻薬を所有する診療所に対して麻薬の適正使用推進のための立入調査を  
次のとおり実施します。

つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、貴会員への周知について  
御協力くださいますよう、お願いいたします。

- 1 実施日時 平成 29 年 6 月~10 月
- 2 対象 麻薬を所有する診療所（鎌倉市 23 施設）
- 3 配布資料 麻薬の取扱方法等について

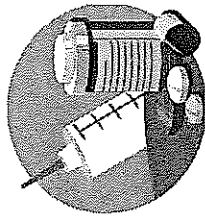
問合せ先

生活衛生部環境衛生課 浅見

電話 (0467) 24-3900

FAX (0467) 24-4379

# 麻薬の管理について



鎌倉保健福祉事務所  
生活衛生部環境衛生課

1

# 麻薬の取扱い

2

## 麻薬及び向精神薬取締法

(目的)

第1条 この法律は、麻薬及び向精神薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡し等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずること等により、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

3

## 麻薬取扱者（知事免許関係のみ）

免許の種類	免許を受けられる者
麻薬施用者	医師、歯科医師、獣医師
麻薬管理者	薬剤師、医師、歯科医師、獣医師 ※施用者が2名以上いる施設は必置
麻薬小売業者	薬局開設者
麻薬卸売業者	卸売販売業者、(薬局開設者)
麻薬研究者	学術研究する者

4

## 麻薬取扱者免許について

- 各都道府県知事が免許  
⇒ 東京都で麻薬施用者免許を取得していても、  
神奈川県内の診療所では使えない
- 従たる業務所（診療所）を追加すれば、  
同一県内の複数個所で麻薬を使用できる
- 免許を取得した日の翌々年の12月31日まで有効  
⇒ 3年毎に継続して申請しないと免許が失効する

5

## 免許申請時に必要なもの

- 麻薬施用者（麻薬管理者）免許申請書
- 手数料3,900円
- 健康診断書（有効期間：診断日から1ヶ月以内）
  - ・ 精神機能の障害の有無
  - ・ 麻薬又は覚醒剤の中毒の有無
- 医師免許証（窓口で掲示）

7

## 免許の有効期限の延長

- 麻薬取扱者免許の有効期間について、これまでは最長2年間となっていました。平成28年4月1日以降に交付する免許については、その有効期間が最長3年間となります。
- 有効期限は自動延長となりません。

6

## 免許申請時の注意点

- 申請者は個人です  
⇒ 医師個人の住所、氏名、押印が必要です

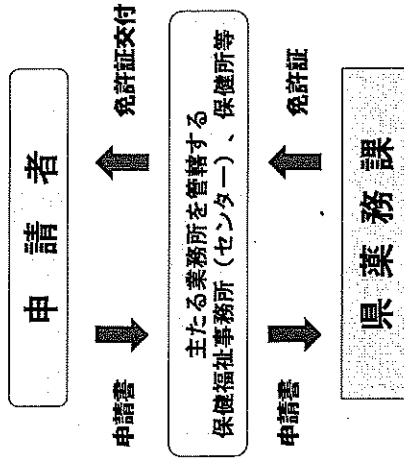
### 麻薬業務所の名称は正しく記載してください

鎌倉保健福祉事務所に届けている内容で！

例：鎌倉市由比ガ浜2-16-13 鎌倉診療所  
鎌倉市由比ガ浜2-16-13 医療法人〇〇会 鎌倉〇〇病院

8

## 免許申請にかかる事務の流れ



9

## 麻薬の譲受・譲渡

- 麻薬卸売業者は、麻薬業務所が同一都道府県内の麻薬卸売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者以外には、譲渡できない
- 麻薬を譲り受ける場合は、麻薬卸売業者に麻薬譲受証を交付し、麻薬卸売業者は麻薬譲渡証を交付しなければならぬ
- 正当に調剤された麻薬は除く
- 麻薬譲受証・麻薬譲渡証は、2年間保管すること

10

## 麻薬の保管

- 麻薬業務所内に保管
- 麻薬専用の堅固な保管庫にかぎをかける
  - 容易に移動できないよう固定するか、重い金属製保管庫（重量金庫）で、かつ、3回合わせ以上のダイヤル錠のついたものとする
  - スチール製のロッカー等は不可

11

## 施用・交付

- 麻薬施用者でなければ麻薬を施用し、施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方箋を交付することはできない
- 麻薬管理者等が管理する麻薬以外の麻薬を施用することはできない
- 政府発行の証紙で封が施されているままで交付しないこと

12

## 施用の記録（診療簿）

- 記載事項
- ① 患者の氏名、性別、年齢、住所
- ② 病名、主要症状
- ③ 麻薬の品名及び数量
- ④ 施用又は交付の年月日

13

## 分割施用について

- 管理面、衛生面に問題がない場合は、1本のバイアル製品を数回に分けて施用（分割施用）することができる

14

## 麻薬廃棄

- 〈麻薬廃棄届〉
- 期限切れ、陳旧麻薬、誤調剤等
- ※保健福祉事務所担当者と廃棄日時や場所を調整
- 〈調剤済麻薬廃棄届〉
- 調剤後、患者からの戻り等

15

## 届出を要しない（施用残）廃棄

- 次の場合は廃棄の届出は要しない  
帳簿の記載は必要である  
（立会者名、日時、数量等）
- 1 1回施用分として輸液等と麻薬注射剤を混合した場合の施用残液
- 2 1回施用分としての麻薬注射剤の施用残液
- 3 1回の施用における1個の錠剤又は1個の坐剤の残余など

16



## 麻薬年間届

<対象>

麻薬管理者(施用者)、麻薬研究者、麻薬小売業者

<届出内容>

- ・前年10月1日に所有した麻薬の品名及び数量
- ・前年の10月1日からその年の9月30日までの出納
- ・その年の9月30日に所有した麻薬の品名及び数量

<期日>

毎年11月30日まで

21

## 麻薬帳簿

- ・麻薬業務所には帳簿を備え、麻薬の購入、払出等を記載する
- ・帳簿は最終の記載の日から2年間保管  
※帳簿が最終記載日から2年経過していても麻薬の所有がある場合は継続して保管すること

22

## 麻薬所有届等(免許失効等の措置)

- ・免許失効、麻薬診療施設等の廃止があった時から15日以内に、麻薬所有届を提出する
- ・事由の生じた日から50日以内に限り  
神奈川県内の麻薬業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができる  
→譲渡した日から15日以内に麻薬譲渡届により届け出なければならぬ
- ・麻薬が古い場合、譲渡できない場合  
→50日以内に廃棄する(麻薬廃棄届)

24

品名 モルヒネ塩酸塩〇〇 10mg 単位：錠

年月日	受入	払出	残高	備考
H28.10.1			3	前帳簿から繰越
H28.12.16	50		63	〇〇製薬から購入 製品番号、納入日
H28.12.19		14	39	鎌倉 太郎(カルテNo.123)
H29.5.2		1	38	1錠所在不明
H29.5.10		1	37	H29.5.6麻薬事故届提出 変質により廃棄 H29.5.10麻薬廃棄届提出 立会者 鎌倉保徳福祉事務所 口川△美

23

## 違反事例 2

麻薬業務所の移転に伴う  
麻薬施用者免許証記載事項変更届  
麻薬所有届及び麻薬譲渡届

の提出が遅延した結果、診療施設において、麻薬業務所でないにもかかわらず麻薬を所持し続けた。

麻薬及び向精神薬取締法第28条第1項違反  
(不法所持)

25

## 最後に

### ● 日程に余裕のある申請を！

- ・ 免許申請日から麻薬を使用できないという訳ではありません。
- ・ 申請から免許証を受け取るまで、通常でも3週間程かかります。
- ・ 診断書の有効期間にも注意してください。

### ● 不安な時は、まず確認！

麻薬の取扱いで不明な点があれば、書籍や手引き等で確認！  
それでも分からないときは、当所（0467-24-3900）又は薬務課（045-210-4972）へ確認

27

## 立入検査

- ・ 薬務課、県保健福祉事務所（センター）の職員が、定期的に立入を行い、麻薬の保管管理状況、譲渡・譲受状況、記録等の検査を行う
- ・ 立入の際は、監視員証（身分証）を持参しているの  
で、確認をしてください。

26

## マニュアルの検索方法

かながわの薬事情報 🔍

- ・ 申請・届出
- ・ 医療用麻薬・向精神薬・覚せい剤原料の取扱い
- ・ 病院・診療所における麻薬管理マニュアル
- ・ 病院・診療所における向精神薬取扱いの手引き
- ・ 病院・診療所・飼育動物診療施設・薬局における覚せい剤原料取扱いの手引き

28